

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



登米圏



石巻圏



大崎圏



仙台圏



仙南圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00

※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00

※土日祝日年末年始はお休みです。

本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



©宮城県・旭プロダクション



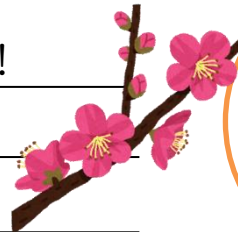
本情報紙についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆脱毛エステは長期間継続サービス！契約は慎重に！
- ◆光回線サービスの勧誘に注意！
- ◆高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！



2020

3 March
月号

第120号

脱毛エステは長期間継続サービス！契約は慎重に！

相談事例



消費者庁イラスト集より

インターネットで「10か月無制限で施術を受けられる」という脱毛エステの広告を見て、店へ出向いた。「40万円を一括払い。10か月間利用回数制限なし。予約は初回のみ電話、2回目以降はネットで」と説明された。1か月4万円なら安いしネット予約なら便利だと思い契約した。初回の施術を受けた後、ネットで予約が全く取れないので解約を申し出たら、「初回の施術代8万円は返せないし、解約料は2万円」と言われた。

★アドバイス★

● 脱毛エステは長期間継続サービスの契約！

脱毛エステは長期間継続して受けるサービスの契約です。広告や割引額だけで判断せず、長く通えるかなど慎重に検討しましょう。

● 契約内容をよく確認してから、判断しましょう

5万円を超え、かつ契約期間が1か月を超える脱毛エステについては、特定商取引法が適用されるので中途解約が可能です。中途解約する場合、受けた施術相当額を支払うことになるため、施術1回あたりの単価が大きく影響します。施術が受けられる期間、施術の内容と時間、単価、施術回数、契約金額、中途解約した場合の精算額の算出方法等を書面でよく確認しましょう。

● 施術による皮膚障害に注意しましょう

脱毛エステは皮膚にダメージを与える恐れがあります。自分の体質等を考え、肌トラブルが心配な方は、かかりつけ医に事前に相談するなど慎重に検討しましょう。また、施術後にトラブルが発生した場合は、すぐに医療機関の診断を受けましょう。

● 困ったときには、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう



©宮城県・旭プロダクション

光回線サービスの勧誘に注意！

光回線サービスの勧誘に関する相談が、依然として多く寄せられています。

相談事例1

自宅に事業者から「今後、固定電話はアナログ回線から光回線に切り替わる。光回線を使うには工事が必要だ」と電話があった。



相談事例2

大手通信会社の関連会社と思わせる事業者から何度も電話勧誘があった。断っていたが、料金が安くなると言われたので、光回線を契約した。後日、請求書が届き請求内容を確認すると、説明されていないオプションが契約されており、高額な請求を受けた。

★アドバイス★

- NTT 東日本等で、は2024年1月以降、固定電話の回線をアナログ回線からデジタル回線に切り替える予定ですが、これは電話サービスを提供するNTT社内局設備の切り替えのみで対応できることから、固定電話（通話）の継続利用にあたっての手続きや工事などは不要です。
- 勧誘を受けたときには、事業者名やサービス名、月額料金やオプションサービス、解約料等を確認しましょう。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、現在の契約内容と勧誘された契約内容等を十分に比較・検討し、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 光回線の契約は、電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象です。契約書面が届いた日を初日とした8日以内に書面で申し出れば解約料の負担なく契約解除できます。ただし、事務手数料や工事費、すでに利用したサービスの料金は支払う必要があります。



©宮城県・旭プロダクション



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」
短縮ダイヤル「188」をダイヤルすると
お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！

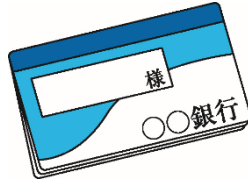
必要のない住宅リフォームなどを契約させる点検商法や、宝石などを安値で買い取っていく訪問購入など、高齢者の消費者トラブルについての相談が依然として多く寄せられています。

悪質業者は、高齢者の3つの大きな不安「健康」「お金」「孤独」につけ込み、大切な財産を狙ってきます。

トラブルや被害を防ぐためには、家族やホームヘルパーなど、周囲の方の協力が不可欠です。高齢者の見守りは、変化に「気づき」、「声かけ」をし、「相談窓口につなぐ」ことが重要です。



健康の不安



お金の不安



孤独への不安

1. 見守りから相談までの流れ

(1) 気づき



「あれ…？」

- ・不審な契約書や請求書、見慣れないカタログやパンフレットなどがいないか。
 - ・新品のふとんや健康食品など、同じような商品が大量にないか。
 - ・電話口で困ってないか。
- など…

(2) 声かけ



「何か困っていませんか？」
「その会社、信用できるか一緒に調べてみない？」
「心配だから私にも教えて」など

(3) 相談窓口につなぐ

地域の消費生活相談窓口で相談しましょう。家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどを通して相談することもできます。



「相談してみませんか？」



2. トラブルを防止するための目頃の備え

- (1) 地域の見守り活動や、成年後見制度の利用も検討しましょう。
- (2) 留守番電話、通話録音装置などの防犯機能が付いた電話機を利用する方法もあります。
- (3) 認知症などの症状がみられる場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

高齢者の消費者
トラブルを防ぐのは、
家族や地域の皆様の
見守りです！

